

基発 1224 第 3 号  
平成 26 年 12 月 24 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金業務）  
の一部改正について

標記の労災保険業務に係る機械処理事務については、「労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金業務）」（平成 23 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 3 号）により取り扱ってきたところであるが、今般、労災行政情報管理システム（年金・一時金）を改修したことに伴い、平成 27 年 1 月 5 日から同手引を別紙のとおり一部改正することとしたので、今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、当該システム改修に伴い変更した内容は、下記のとおりである。

記

「訂正帳票」（帳票種別 39563）による短期給付キー情報に係る訂正処理は、従来、訂正が可能な対象は支給決定済データに限られていたところ、今般の改修により、不支給決定済データ及び基本権取消済データについても訂正可能とする等機能の一部拡張を図ったことから、関係する記述部分を変更した。

項番	章	節	項	関係する改修条件	変更内容	該当ページ
1	目次			不支給決定済データ及び基本権取消済データに係る短期給付キー情報訂正機能	ページ番号の繰り下げ II 機械処理事務 2 支給決定処理 (3) 入力票 ⇒II-2-71 II 機械処理事務 2 支給決定処理 (4) 外国払入力票 ⇒II-2-112 II 機械処理事務 2 支給決定処理 (決議処理) ⇒II-2-141 II 機械処理事務 2 支給決定処理 (5) 支給決定決議書 ⇒II-2-142	目次1
2	II	2	(2)	不支給決定済データ及び基本権取消済データに係る短期給付キー情報訂正機能	3 留意点 m 文言を以下のとおり変更した。 <変更前> データベース (D/B) 削除事案である場合は、データベース復活処理 (II-11節) により、データベース (D/B) を復活させること。復活させるデータベース (D/B) が他局の管轄データである場合は、I-8節に基づき本省 (業務課) へて報告し、データベース (D/B) の復活後に再度登記を行うこと。 <変更後> 受付処理又は受付未済登記処理を行おうとする事案がデータベース (D/B) 削除事案であって、復活が必要なデータベースが存在する場合は、受付処理では被災者情報リストに、受付未済登記処理では決議書に以下の警告メッセージが印字されるので、一旦受付処理を行い、データベース復活処理 (II-11節) により、データベース (D/B) を復活させること。復活させるデータベース (D/B) が他局の管轄データである場合は、I-8節に基づき本省 (業務課) へて報告し、データベース (D/B) の復活後に再度登記を行うこと。 警告メッセージ：【WN_00221【警告】削除済データ有 受付取消の上データベース復活が必要です】	II-2-68
3	II	2	(2)	不支給決定済データ及び基本権取消済データに係る短期給付キー情報訂正機能	3 留意点 n 以下の留意点を追加した。 n 警告メッセージ(WN_00221)が出力された場合は、支給又は不支給決定決議処理を行う前に、必ず被災者情報検索を行い、過去の年金・一時金給付データの有無を確認の上、下記の手順により処理を行うこと。 ア 被災者情報検索上、過去の年金・一時金給付データ（「支給決定済」、「不支給決定済」の状態は問わない。）が存在しない場合 (ア) 当該請求書について受付取消を行う。 (イ) データベース復活処理 (II-11節) により削除済データベースを復活する。 (ウ) 当該削除済データが復活されたことを受付検索等により確認する。 (エ) 上記 (ア) で受付取消済の請求書について受付等処理を行う。 イ 被災者情報検索上、過去の年金・一時金給付データ（「支給決定済」、「不支給決定済」の状態は問わない。）が存在する場合 (ア) 当該請求書について受付取消を行う。 (イ) 被災者情報検索で表示される過去の年金・一時金給付データの4キーを「訂正帳票」の短期給付キー情報訂正 (II-4節(1)-1) により、正しい4キーに関し勝年日月日を同月内で1日ずらす等の訂正を行う。この際、当該4キーに複数の年金・一時金給付データが存在する場合は、いずれか1つの給付に対してのみ短期給付キー情報訂正を行えば、全給付データの4キーが連動して変更される。 (ウ) データベース復活処理 (II-11節) により削除済データベースを復活する。 (エ) 当該削除済データが復活されたことを受付検索等により確認する。 (オ) 上記 (イ) の年金・一時金給付データについて「訂正帳票」の処理情報訂正 (II-4節(1)-17) により基本権取消を行う。 当該給付データが支給決定済データである場合は、基本権取消に伴いシステム上の回収額が発生するが、実際には回収する必要はないため、年金給付であれば行政裁量入力処理 (II-10節) により回収額を0円とする入力を行い、一時金給付であれば「債権確認書」により債権発生原因を「98 (納入告知書作成対象外)」として入力すること。 なお、複数の年金給付データ (支給決定済データに限る。) が存在する場合、時系列順で最古の給付キーに対して基本権取消を行うことにより、以後の年金給付データの基本権は連動して取り消される。ただし、一時金の支給決定済データ及び全給付の不支給決定済データについては、原則として連動して基本権取消はなされないため、全件について個別に基本権取消処理を行うこと。 (カ) 上記 (オ) で基本権取消を行った年金・一時金給付データについて、正しい4キーにて、再度、支給又は不支給決定処理を行う。 当該給付データが支給決定済データである場合は、年金給付に係る定額の特別支給金又は一時金給付の支払方法は「当地払」を選択して入力すること。 再度の支給決定処理に伴いシステム上の支払額が発生するが、実際には支払う必要はないため、年金給付であれば年金、特別年金、労災就学等援護費について行政裁量入力処理 (II-10節)、定額の特別支給金につ	II-2-68～69

労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金業務）改正箇所一覧表（平成27年1月）

項番	章	節	項	関係する改修案件	変更内容	該当ページ
					いて「訂正帳票」の実額情報訂正処理（Ⅱ-4節(1)-18）により、一時金給付であれば「訂正帳票」の実額情報訂正処理（Ⅱ-4節(1)-18）により、支払額を0円とする入力を行うこと。 この場合において、当初、複数の年金・一時金給付データが存在するときは、全件について、時系列順に再度の決定処理を行った上で、行政裁量入力処理又は実額情報訂正処理を行うこと。 (キ) 上記(ア)で受付取消済の請求書について受付等処理を行う。 ウ 上記ア又はイにより処理ができない場合は、本省（業務課）あて連絡すること。	
6	Ⅱ	2	(2)	不支給決定済データ及び基本権取消済データに係る短期給付キー情報訂正機能	3 留意点 n~u 項番を以下のとおり変更した。 <変更前> n, o, p, q, r, s, t, u <変更後> o, p, q, r, s, t, u, v	Ⅱ-2-69~70
7	Ⅱ	4	(1)	不支給決定済データ及び基本権取消済データに係る短期給付キー情報訂正機能	1 短期給付キー情報（500）留意点 a 文言を以下のとおり変更した。 <変更前> 短期給付キー <変更後> 4キー	Ⅱ-4-18
8	Ⅱ	4	(1)	不支給決定済データ及び基本権取消済データに係る短期給付キー情報訂正機能	1 短期給付キー情報（500）留意点 c, e 文言を以下のとおり変更した。 <変更前> 職権による年金証書再交付の処理（Ⅱ-3-198ページ） <変更後> 職権による年金証書再交付の処理（Ⅱ-3節(1)-38）	Ⅱ-4-18
9	Ⅱ	4	(1)	不支給決定済データ及び基本権取消済データに係る短期給付キー情報訂正機能	1 短期給付キー情報（500）留意点 f 文言を以下のとおり変更した。 <変更前> 外国私である受給者氏名の訂正については、次によること。 ①傷病・障害（補償）年金……………「被災者氏名カナ：521」（短期キー情報） ②遺族（補償）年金及び特別遺族年金……………「資格者氏名カナ：601」（資格者情報） <変更後> 遺族（補償）年金及び特別遺族年金の資格者氏名カナを訂正する場合は、本処理ではなく、資格者情報訂正処理（Ⅱ-4節(1)-11）により「資格者氏名カナ：601」の訂正を行うこと。	Ⅱ-4-18
10	Ⅱ	4	(1)	不支給決定済データ及び基本権取消済データに係る短期給付キー情報訂正機能	1 短期給付キー情報（500）留意点 g 以下の留意点を追加した。 g 4キーを訂正する場合、紐づく給付が一給付以上存在すれば訂正が可能であり、年金給付の場合は、年金給付キー（年金証書番号 + 被災者生年月日）を指定し、一時金給付の場合はデータ受付番号を指定する。ただし、失権差額一時金、未支給金、前払一時金等の年金に付随する一時金を指定したデータ受付番号による入力はキャンセルとなるため、年金給付キーを指定すること。また、4キーに紐づく給付が複数存在する場合、いずれのキーを指定しても処理結果は同じとなる。	Ⅱ-4-18
11	Ⅱ	4	(1)	不支給決定済データ及び基本権取消済データに係る短期給付キー情報訂正機能	1 短期給付キー情報（500）留意点 h 以下の留意点を追加した。 h 訂正可能な給付の状態は「支給決定済」、「不支給決定済」、及び、左記状態に対する「基本権取消済」である。そのため、「受付済」、「登記済」、「修正済」、「再出力済」、「不支給要求済」又は「取消済」である給付を指定した場合はキャンセルとなるため、留意すること。	Ⅱ-4-18
12	Ⅱ	4	(1)	不支給決定済データ及び基本権取消済データに係る短期給付キー情報訂正機能	1 短期給付キー情報（500）留意点 i 以下の留意点を追加した。 i 給付履歴中に、支給決定されており、且つ基本権取消されていない特別遺族給付が存在する場合は、給付履歴のうち、いずれの給付キーを指定しても、特別遺族給付としてのチェックを行う。例えば、特別遺族給付が支給決定済、遺族（補償）年金が不支給決定済である場合、上述hの通り、不支給決定済である遺族（補償）年金の給付キーを指定することが可能であるが、特別遺族給付としてのチェックを行うため、傷病年月日の訂正はキャンセルとなる。	Ⅱ-4-18

労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金業務）改正箇所一覧表（平成27年1月）

項番	章	節	項	関係する改修案件	変更内容	該当ページ
13	II	11		不支給決定済データ及び基本権取消済データに係る短期給付キー情報訂正機能	<p>【処 理 の 説 明】 以下の説明文を追加した。</p> <p>年金・一時金の受付処理時に、入力した4キーが既に退避データ上に存在する場合、データベース復活処理を促す警告メッセージが出力されるので、本処理にて基本権復活を行うこと。また、被災者情報は存在するが年金の支払履歴が削除されている場合は、本処理にて支払履歴復活を行うこと。</p>	II-11-4
14	VII			不支給決定済データ及び基本権取消済データに係る短期給付キー情報訂正機能	<p>メッセージ一覧【業務警告メッセージ】 以下のメッセージを追加した。</p> <p>&lt;メッセージID&gt; WN_00221 &lt;メッセージ文字列&gt; (WN_00221)【警告】 削除済データ有 受付取消の上データベース復活が必要です</p>	VII-7
15	VII			不支給決定済データ及び基本権取消済データに係る短期給付キー情報訂正機能	<p>メッセージ一覧【業務エラーメッセージ】 以下のメッセージを削除した。</p> <p>&lt;メッセージID&gt; EN_00906 &lt;メッセージ文字列&gt; (EN_00906) 入力された4キーと重複する4キーが退避データ上に存在します。データベース削除事案の場合、データベース復活処理により基本権の復活後に請求処理を行ってください。</p>	VII-32